

00688

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十二月十九日

九

本

第千二百九十四號
金曜日

告示

◆鳥取縣告示第九百七十二號

昭和十六年縣立各實業學校ノ卒業式期日左ノ通定ム

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事 八田三郎

學 校 名

卒業式期日

鳥取縣立倉吉商業學校

十二月二十三日

鳥取縣立倉吉農業學校

十二月二十三日

鳥取縣立鳥取工業學校

(第二本科ヲ除ク)

十二月二十四日

鳥取縣立米子商業學校

十二月二十四日

鳥取縣立日野農林學校

十二月二十六日

鳥取縣立米子工業學校

十二月二十六日

鳥取縣立鳥取商業學校

十二月二十七日

00690

00689

○鳥取縣告示第九百七十三號

農林水産業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十六年十一月十九日

新任者

解任者

馬耳禪分學

職務執行區域

三

黑田修清勝二

森本利光夫治敬實本尾四谷

同 佐 来
治 里
村 村

昭和十六年十月十六日
同 同
十一月一日

黒田修二 下田清勝 菊藏吉平
西尾村安部榮一郎 岡村房雄
森本喜代治 池野田公治 猪口金太郎
中原田積治 久野信太郎 上田庫三
渡邊國治 中中原鑑

00691

◇鳥取縣告示第九百七十四號

農林水產業調查指導員タル資源調査員左ノ通任免セリ

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

三 郎

任免年月日

川田正徳	川田要市	同	同	同	同	同	十一月十三日
黒田政夫	酒嶋義雄	池田廣義	清水嘉太郎	福田亀重	江尾村	御來屋町	八月一日
牧譽雄	清水盛義	清水嘉太郎	後藤貞市	福田亀重	江尾村	同	九月十三日
角田達一	寺垣政明	松下田憲	遠藤高治	山本幸一	沼田敬一	宇倍野村	昭和十六年十月七日
川上鶴三郎	河崎鶴男	中村利明	池山良	寺垣政明	横山田壽夫	蒲生村	十二月十日
	河崎鶴男	河崎鶴男	本谷春喜	寺垣政明	本谷春喜	外山散岐村	七月十五日
	河崎鶴男	河崎鶴男	本谷謙治	寺垣政明	本谷謙治	日守村	十二月二日
	河崎鶴男	河崎鶴男	美司亨	寺垣政明	美司亨	河原町	十一月二十六日
	河崎鶴男	河崎鶴男	春外	寺垣政明	春外	同	九月十三日
	河崎鶴男	河崎鶴男	同	寺垣政明	同	同	十一月二十九日
	河崎鶴男	河崎鶴男	同	寺垣政明	同	同	十一月二十八日

00692

◆鳥取縣告示第九百七十五號

左ノ通農事實行組合理事及規約變更届出アリタリ

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

三 郎

任免年月日

組合名	事務所々在地	鳥取縣知事	變更月日	規約變更
中湯棚農事實行組合	氣高郡神戸村	昭和十六年八月四日	同	同
上砂見農事實行組合	同郡同村	同	年十月六日	同
下砂見農事實行組合	同郡同村	同	年八月三日	同
高津農事實行組合	同郡同村	同	年八月十五日	同
神坂農事實行組合	同郡同村	同	年九月二十五日	同
中砂見農事實行組合	同郡同村	同	年八月四日	同
高津農事實行組合	同郡同村	同	年八月十五日	同
中湯棚農事實行組合	同郡同村	同	年九月二十五日	同
神坂農事實行組合	同郡同村	同	年七月九日	同
上荒舟農事實行組合	同	同	年七月二十七日	同
笠澤第一農事實行組合	東伯郡安山村	同	年八月二十五日	同
中砂見農事實行組合	氣高郡神戸村	同	年七月九日	同
高津農事實行組合	同郡同村	同	年八月二十五日	同
中湯棚農事實行組合	同郡同村	同	年八月二十五日	同
神坂農事實行組合	同郡同村	同	年八月二十五日	同
上荒舟農事實行組合	岩美郡成器村	同	年八月二十五日	同

00693

00694

同	殿 殿 農事實行組合	同 郡成器村	同 年八月二十一日
富江 農事實行組合	同 日野郡日光村	同 年九月十五日	同
梅田 農事實行組合	東伯郡安田村	同 年十月一日	同
山根 農事實行組合	東伯郡西鄉村	同 年十月二十九日	同
別所 農事實行組合	八頭郡國英村	同 年九月一日	同
添原 農事實行組合	日野郡日野村	同 年六月三十日	同
同 大山出張所	日野郡黑坂町		
同 米子出張所	日野郡黑坂町		
同 蒲富出張所	岩美郡浦富町大字浦富	鳥取市 東品治町	鳥取縣知事 八 田 三 郎
同 濱村出張所	氣高郡正條村大字勝見	鳥取市 岩美郡、八頭郡及氣高郡一圓	位 置 所 管 區 域
同 上井出張所	八頭郡賀茂村大字郡家	東伯郡日下村大字上井	鳥取市 東品治町
同 倉吉出張所	氣高郡寶木、酒津、瑞穗、鹿野、正條、逢坂、小鷺河、日置、蒲生	東伯郡一圓及西伯郡逢坂村	鳥取市 岩美郡里、倉田、宇倍野、成器、大茅、面影、津ノ井
同 八橋出張所	千代水、吉岡、大郷、未恒	米子市、西伯郡(逢坂村ヲ除ク)及日野郡一圓	
同 下市出張所	岩美郡福部、大岩、本庄、小田、網代、浦富、田後、東、岩井、淺津、花見、三朝、三德、小鹿、旭、竹田、上北條、中北條、下北條	米子市	
同 淀江出張所	東伯郡倉吉町大字大正町	東伯郡倉吉、小鴨、上小鴨、矢送、南谷、山守、北谷、高城、社	
同 西伯郡濱江町大字蚊屋	東伯郡八橋町大字德萬	東伯郡難手、榮、大誠、由良、浦安、上郷、下郷、古布庄、八橋	
同 米子市萬能町	西伯郡逢坂村大字鹽津	東伯郡赤碕、成美、以西、安田、上中山、下中山	
同 大山出張所	西伯郡逢坂村大字蚊屋	西伯郡逢坂	
同 米子出張所	西伯郡濱江町大字濱江	西伯郡濱江、宇田川、高麗、所子、大山、庄内、名和、御來屋、光德	
同 西伯郡彦名、崎津、渡、外江、境、上道、餘子、中瀬、大篠津、和田、富益、夜見、成實、天津、大國、法勝寺、上長田、			

◇鳥取縣告示第九百七十六號

鳥取縣農產物檢查所、同支所、同派出所ノ名稱、位置及其ノ所管區域左ノ通之ヲ定ム
昭和四年四月三十日鳥取縣告示第百十五號鳥取縣農產物檢查所、同派出所及同派出所ノ名稱、位置及其ノ所管區域ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣農產物檢查所	鳥取市 市廳內町	鳥取縣知事 八 田 三 郎	位 置 所 管 區 域
同 鳥取支所	鳥取市 東品治町	鳥取市 岩美郡里、倉田、宇倍野、成器、大茅、面影、津ノ井	
同 上井支所	東伯郡日下村大字上井	東伯郡一圓及西伯郡逢坂村	
同 米子支所	米子市 萬能町	米子市、西伯郡(逢坂村ヲ除ク)及日野郡一圓	
同 鳥取出張所	鳥取市 東品治町	鳥取市 岩美郡里、倉田、宇倍野、成器、大茅、面影、津ノ井	

江尾出張所 日野郡江尾村大字江尾

東長田、手間、賀野、尙徳、五千石、幡鄉
日野郡三部、日野、根雨、神奈川、江尾、米澤、▲郷、溝口、日光

生山出張所 日野郡日野上村大字生山

日野郡黒坂、大宮、阿尾綠、山上、多里、日野上、福榮、石見
日野郡(智露町ヲ除ク)一圓

鳥取派出所 鳥取市東品治町

鳥取市(智露町ヲ除ク)一圓
岩美郡米里村

米里同 岩美郡米里村

岩美郡米里村
倉田村

宇倍野同 同

宇倍野村
津ノ井村

成器同 福部同

成器村、大茅村
福部村

面影同 浦富同

浦富町、網代村、浦富町、田後村、東村
浦富町

本庄同 小田同

本庄村
小田村

河原同 岩井同

河原町
岩井町、蒲生村

同 八頭同

同
八頭郡賀茂村

國中同 小田同

國中村、國英村
小田村

同 船岡同

同
船岡村、大伊村

同 河原同

同
河原町

西郷同 散岐同

西郷村、八上村
散岐村

佐治同 用ヶ瀬同

佐治村
用ヶ瀬町

智頭同 隼集同

智頭町
隼集村

安部同 丹比同

安部村
丹比村

八東同 若櫻同

八東村
若櫻町

下私都同 中私都同

下私都村
中私都村

高郡大和村

高郡大和村
若櫻町、池田村

美穂村 大正村

美穂村
大正村、東郷村

大正同 豊實同

大正村
豊實村

明治同 松保同

明治村
松保村

湖山同 同

湖山村
湖山村、末恒村

千代水同

大鄉同

寶木同

鹿野同

瑞穂同

青谷同

中鄉同

東伯西鄉同

長瀬同

日下同

小鴨同

三德同

旭同

倉吉同

花見同

灘手同

北谷同

守山同

南谷同

上小鴨同

高城同

東伯社同

北谷同

灘手同

上北條同

大誠同

由良同

八橋同

古布庄同

米子同

米子市同

米子市萬能町同

米子市成美村同

米子市古布庄村同

米子市下中山村同

米子市西伯郡音名村、夜見村同

千代水村

鳥取市賀露町同

氣高郡吉岡村、大鄉村同
寶木村、酒津村同瑞穂村同
鹿野町、小鷺河村同

正條村、勝谷村同

逢坂村同

青谷町同

中鄉村同

東伯郡西鄉村、三朝村同

長瀬村同

日下村同

小鴨村同

三德村同

旭村同

倉吉町同

花見村同

灘手村同

北谷村同

守山村同

南谷村同

上小鴨村同

高城村同

東伯社村同

北谷村同

灘手村同

大誠村同

由良町同

八橋町同

古布庄村同

米子市成美村、以西村同

米子市赤磯町、安田村同

米子市上中山村、下中山村同

◆鳥取縣告示第九百七十七號

昭和十六年十二月十三日左記ノ者ニ對シ動力穀摺業免許證下附セリ

昭和十六年十二月十九日

00701

免許證番號

一、三八二

東伯郡大誠村大字瀬戸八百三十五番地

鳥取縣事

八 田 三 還

所

田 邊

三 重

孝

名

◆鳥取縣告示第九百七十八號

東伯郡榮村字西尾耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事 八 田 三 還

◆鳥取縣告示第九百七十九號

日野郡神奈川村冽河崎耕地整理組合長同副長左ノ通達任ノ件認可セリ

昭和十六年十二月十九日

鳥取縣知事 八 田 三 還

日野郡神奈川村大字冽河崎 小峯次郎

組合副長影山謙昌

彙報

時局下の青少年保護

日本の將來と青少年
(社會教育課)

犯罪を爲し又は不良行爲を爲すものは相當多數に上るのである。

又從來の實例に徴するも、長期戰に當つて不良青少年の増加は常に見るところであつて、例へば第一次世界大戰當時ドイツ・フランス・イギリス・オーストリア・ハンガリー等いづれも戰前の不良青少年數は第四年にして倍數に上つたのである。

今や我が國は長期建設上必要な物資生産の爲に労働力の巨大なる需要を生じ、爲に青少年労務者の増加は著しいものがある。青少年が職場に於て新東亜建設の大業に奉仕することはまことに重要なことであるが、一面青少年が家庭を離れて職場にあるといふことは、結局家庭の監督と慰安から離れる事であり、從つてその道徳生活に於て保護を乏しくする状態になり易いのであつて、これと共に青少年は比較的自由な時間と自由な資金が與へられる事になる爲に、これに對する適當なる指導が與へられない場合には、未熟なる判断のまゝに慰安や娛樂を追及することとなるかは想像に難くないのである。

今日の青少年が非常なる緊張を以て營々として修養に努めて居ることほまことに喜ぶべきであるが、しかし全般的に見てなほ遺憾なき状態にあるとはいへないのであつて、實際上青少年にして眞に將來を擔ひ得る心身の健全性を保持育成することは銃後國民に課せられたる最高の義務といはねばならない。

今日の青少年が非常に緊張を以て營々として修養に努めて居ることほまことに喜ぶべきであるが、しかし全般的に見てなほ遺憾なき状態にあるとはいへないのであつて、實際上青少年にして

00703

さきに第一次歐洲大戰に於て交戦各國に少年犯罪が激増した原因としても、やはり激増した少年労働者が教育的な保護から解き放たれた上に、多額の賃金を貰ふやうになつたことが指摘されるが、この状況は我が國に於ても最も警戒を要する事柄であつて、既に最近の少年犯罪の數の上にも窺ふことが出来るのである。

本縣に於ては、これらの點に關して縣民の一層の認識と、その適切なる保導を要請する爲、左の如き點を強調して切に各位の細心なる留意と協力を希望する次第である。

- (一) 隣保組織、保護者會、又は防犯協會等の活用を圖る等其の他凡ゆる方法に依り、家庭に對し青少年保導に關する充分なる注意を喚起すると共に、一般社會に對しても之が關心を高め、其の協力を求むること。
- (二) 風紀を肅正し、特に地方整習の改善に努め、青少年の氣風を振肅すると共に、青少年の爲適當なる教養娛樂の施設を講じ、趣味の向上を圖り、健全なる慰安を與ふるに意を用ふること。
- (三) 各學校、工場事業場等に於ては、生徒、産業青年等の不良化防止に關する主任者を置くこと。
- (四) 學校、工場事業場等に於ける主任者、警察官吏、少年救護委員

- (一) 産業報國會長等は産業青年の家庭との連絡を密にし、特に其の受くる賃金等を濫費せしめざるやう工夫し以て職場外の産業青年指導の全きを期すること。
- (二) 各種保護施設並に補導機關の内容の改善に努むると共に其の整備充實を圖ること。

國民登録の緊急整備に就て

(職業課)

愈々米英兩國に對する戰端は開始せられ、今や大東亞戰爭は國を賭して戰はれるに至つた。此の秋に當り、時局目的貫徹上「人」の問題に關聯する國民登録制度の緊急整備は最も重要な事柄であるといはねばならぬ。國民登録制度は國民の働く能力を廣く國家が登録して、時局の動向に鑑み國家總動員を必要とする時に於ける人員動員態勢の完璧を期せんとする策に外ならないから、よく其の趣旨を理解して國民としての義務を怠らないやうにするため、此處に更めて申告しなければならぬ人、及びその諸注意を記載して認識を新にして貰ひたいと思ふ。

一 技能登録(普通に國民登録と云はれてゐるもので、申告をしなければならない人は厚生大臣の指定してゐる技術者(工鑛機

械等作業者から家屋大工・左官に至る百三十七種の職業に三ヶ月以上從事してゐる者)。前述の職業に一年以上從事したことがあり、止めてから五ヶ年を経過しない所謂前歴者。厚生大臣の指定する學校で厚生大臣の指定する學科を修め、その學校を卒業した者、厚生大臣の指定する技能者養成施設できまつた課程を修了した者、厚生大臣の指定する検定若くは試験に合格した者。又は厚生大臣の指定する免許を受けた者は、皆國民職業指導所に申告をして登録されなければならぬ。年齢は總て満十六歳以上満六十歳未滿の男子である。

二 青壯年國民登録(青壯年國民登録に於て申告しなければならぬ人は、男子は年齢満十六歳以上満四十歳未滿の者で次の何れにも該當しない人

- (職業能力申告手帳國民勞務手帳の交付を受けてゐる者、兵役法第四十一條の勅令の定むる中等學校以上の學校に在學する者、國民職業能力申告令第十一條に掲ぐる者)

女子は年齢満十六歳以上満二十五歳未滿の者で次の何れにも該當しない人

- (配偶者のある者、中等學校以上、教員養成所に在學する者、國民職業能力申告令第十二條に掲ぐる者)

員、少年保護司、司法保護委員、保導救護團体職員等の連絡協議會を隨時開催し、協力して青少年不良化防止に努むること。

(五) 學校教職員は生徒兒童の家庭の状況、趣味、性行、交友關係等を充分理解し、其の校外生活に對しても積極的に之が指導に當ると共に、生徒の放校、退學等の處分は極めて慎重に取扱ひ、之が改過遷善の爲萬全の方途を講ずること。

- (六) 修練組織を有する學校に在りては特に之を活用し、作業訓練體育運動學藝會等を通じ、生徒の團休的規律を鍛錬すると共に、其の餘暇善用・趣味の向上を圖るに努むること。
- (七) 勤勞青年の青年學校就學出席を鼓勵し、其の心身を鍛錬すると共に、生活に規律あらしむること。
- (八) 青少年團の單位團長、分團長、班長等は自己の責任下に在る團員の日常生活に充分留意し、其の指導に努むること。
- (九) 産業報國青年隊指導者の理解を深め、産業報國會特に其の青年隊の活動を促し、以て産業青年をして産業報國精神を業務並に日常生活に具現せしむるやう指導すること。
- (十) 工場、事業場の寄宿舎を整備し、舍監等青年隊指導者たる者の指導と相俟ちて寄宿舎生活をして健全明朗快適なるものたらしむるやう指導すること。

00704

00707

敍從七位

地方農林技師 中 島 實 義 雄 榮

敍從八位

同 中 尾 秀 雄

學務部學務課兼務ヲ命ス (以上十一月十五日附)

體育運動主事 西 村 實 義 雄 榮

敍勳七等授瑞寶章

死 亡 (十一月二十日附)

鳥取縣屬 洞 崎 謙

知事官房文書課長事務取扱ヲ命ス

演 部 聽 謙

學務部社會教育課勤務ヲ命ス (以上十一月二十一日附)

土木書記兼道路書記 安 宅 芳

西垣ト改姓届出 (十二月一日附)

農 林 技 手 山 本 義 己

池本ト改姓届出 (十二月四日附)

昭和十六年十二月十九日印刷

昭和十六年十二月十九日發行

學務部社會課勤務ヲ命ス (十二月八日附)

土木技手兼道路技手 佐々木 欣 二
頤ニ依リ本職並兼職ヲ免ス (十二月十日附)

兵器獻納資源回收

學務部學務課兼務ヲ命ス (十一月十八日附)

鳥取縣屬 從七位勳八等 井 崎

死 亡 (十一月二十日附)

鳥取縣屬 洞 崎 謙

知事官房文書課長事務取扱ヲ命ス

演 部 聽 謙

學務部社會教育課勤務ヲ命ス (以上十一月二十一日附)

土木書記兼道路書記 安 宅 芳

西垣ト改姓届出 (十二月一日附)

農 林 技 手 山 本 義 己

池本ト改姓届出 (十二月四日附)

昭和十六年十二月十九日印刷

昭和十六年十二月十九日發行

學務部社會課勤務ヲ命ス (十二月八日附)

西伯郡上道村 東伯郡旭村 日野郡阿尾緣村 東伯郡舍人村 氣高郡神戶村 八頭郡國英村 氣高郡正條村 八頭郡大村 八頭郡大御門村 東伯郡入橋町 日野郡黑坂町 氣高郡青谷町 日野郡大宮村 米子市

發 行 者 鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
支 所 鳥取刑務所